

瀬戸内市監査委員公表第7号

令和元年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和元年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和3年12月24日

瀬戸内市監査委員 小野 和 倫

瀬戸内市監査委員 小野 田 光

所管部署	市民生活部国保年金医療給付課（市民課）
指摘事項	措置の内容
<p>現年調定分で当該年度の出納閉鎖日までに収入済とならないものは、出納閉鎖日の翌日において翌年度の調停額に繰り越すこととされているが、市民課は、29年度に調定した被保険者返納金のうち、30年3月31日までに収入済とならなかった191,582円を誤って同年4月1日に繰越調定しており、規則に違反していると認められる。</p>	<p>地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の5及び瀬戸内市会計規則（平成16年規則第46号）第28条に基づき措置しています。</p> <p>（現年調定分について、3月31日までに収入済とならなかったものを、翌年度4月1日に繰越調定をしていましたが、出納閉鎖日の翌年5月31日までに収入済とならなかったものを、翌年度の6月1日に繰越調定することとする。）</p>

所管部署	福祉部いきいき長寿課
指摘事項	措置の内容
<p>現年調定分で当該年度の出納閉鎖日までに収入済とならないものは、出納閉鎖日の翌日において翌年度の調停額に繰り越すこととされているが、いきいき長寿課は、29年度に調定した老人保護措置費負担金のうち、30年3月31日までに収入済とならなかった14,517円を誤って同年4月1日に繰越調定しており、規則に違反していると認められる。</p>	<p>ご指摘の件については、年度末前に収入状況を確認し、未納については確認を行い、未納が発生しないようにしています。</p> <p>仮に未納が発生した場合も、発生年度を確認し、適切に対応するよう職員教育に努めています。</p>

所管部署	こども・健康部裳掛こども園
指摘事項	措置の内容
裳掛こども園は、見積書の徴取に当たり、特定の業者に依頼し、他者の見積書を取りまとめさせていたり、見積書の受領後に見積提出依頼書を作成し、実際には送付していなかったりしており、規則等に違反していると認められる。	職員内で適正な備品購入手順を周知・共有し、「見積提出依頼書の作成・送付→見積書の徴取→見積合わせ→契約締結」という適正な手順で備品購入を行うこととしている。

所管部署	産業建設部建設課
指摘事項	措置の内容
建設課は、土地改良区が利用するシステムについて、その保守経費等を負担したり、パソコンを供用したりしており、適正を欠いており、是正する必要があると認められる。	土地改良区が利用するシステムの保守経費等は、建設課、邑久町土地改良区、各水利組合と協議し、令和3年度から各水利組合が負担するように是正しました。パソコンも邑久町土地改良区が準備し、供用の廃止をしています。

所管部署	文化観光部市立美術館
指摘事項	措置の内容
美術館は、受託販売について、市の会計事務を行わず収入、支出していたり、複数年にわたり、会計事務が執られていない現金を保管していたり、施設使用料について、誤った費目で収入したりしていたことは、適正を欠いており、是正する必要があると認められる。 また、受託販売については、継続するかも含め、適切な実施方法について検討する必要がある。	美術館における受託販売については中止しております。 施設使用料については正しい費目（美術館施設使用料）での会計処理を行うよう是正しています。 また、監査の際会計事務が執られていなかった現金（販売手数料）については、令和元年度中に市会計へ歳入処理済です。

所管部署	瀬戸内市民病院
指摘事項	措置の内容
市民病院は、病院事業において、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関について、定期及び臨時に検査を行っておらず、政令に違反していると認められる。	出納取扱金融機関については令和2年3月16日及び令和3年3月23日に検査を実施した。 収納取扱金融機関についてはない。

所管部署	上下水道部上水道業務課
指摘事項	措置の内容
上水道業務課は、水道事業において、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関について、定期及び臨時に検査を行っておらず、政令に違反していると認められる。	出納取扱金融機関については、令和2年3月16日及び令和3年3月23日に検査を実施した。 収納取扱金融機関については、令和3年3月23日に検査を実施した。

所管部署	上下水道部下水道課
指摘事項	措置の内容
下水道課は、下水道事業において、出納取扱金融機関及び収納取扱金融機関について、定期及び臨時に検査を行っておらず、政令に違反していると認められる。	出納取扱金融機関については令和2年3月16日及び令和3年3月23日に検査を実施した。 収納取扱金融機関については令和3年3月23日に検査を実施した。

所管部署	教育委員会瀬戸内市民図書館
指摘事項	措置の内容
食糧費を増額するための流用は認められていないにもかかわらず、市民図書館が、食糧費を増額し、支出していたことは、規則に違反していると認められる。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予算管理の徹底</li> <li>・ 職員の認識徹底</li> <li>・ 令和元年度以降は適正処理</li> </ul>

所管部署	総務部総務課
意見（要望事項）	措置の内容
市における例規の閲覧、検索等は、例規集のみならず、システムを利用して行うことができる状況となっており、例規集の追録・加除時に職員の多大な労力を要していることから、総務課は、例規集について、必要部数や適切な配布場所等の調査を実施するとともに、削減に向けて検討する必要があると認められる。	例規集の必要部数等については、令和2年度に調査を行い、不要と回答した部署に配置していた例規集は、現在総務課で一括保管している。ただし、これまで加除を行っていた例規集95セットのうち、不要と回答があったものは27 <sup>1</sup> セットであり、この程度の削減では加除に係る経費について減額することができない旨、株式会社ぎょうせいから回答があった（業者としては例規集に主眼を置いた業務であり、システムは副次的なもの）ため、現在においても加除数は95セットのままである。例規集をなくし、システムのみとすることは、これまでの調査、経緯等からも現実的でないと思われるため、引き続き適正な加除数等を吟味していくこととする。

<sup>1</sup> 公表後の令和4年1月17日に「28セット」を「27セット」に訂正するとの報告を受け修正

所管部署	総務部総務課
意見（要望事項）	措置の内容
<p>総務課は、インターネット行財政情報サービスについて、利用方法を職員に周知等しておらず、利用が低調となっていることから、有効に活用されるよう、その利用方法等について職員への周知を図ることを検討する必要があると認められる。</p>	<p>インターネット行財政情報サービス（iJAMP）については、有償及び無償合わせて40ライセンスあるうち、現在31ライセンスについて使用中であることから、以前のような低調な利用状況は改善されつつある状況である。今後も有効に活用するため、周囲への声掛けを含めて案内等を行うこととしている。</p>

所管部署	総務部財政課
意見（要望事項）	措置の内容
<p>財政課は、財務書類4表等について、令和元年10月の監査実施時点において、ホームページで公表されているものの、これ以外に積極的な活用が図られていなかった。財務書類4表等については、令和元年度で3年間分が作成されることとなり、財務状況の推移の検証等が可能となることから、予算編成や職員の研修等において活用するなど、有効活用を図ることを検討する必要があると認められる。</p>	<p>令和元年度から、経年比較による各種指標の財務分析を行い、年度末（決算年度の翌年度末）までに「財務書類」として一つにまとめて、固定資産台帳と合わせてホームページで公表している。また、普通会計及び健全化判断比率等の決算状況をまとめている「財政状況資料集」に追加する形で、財務書類を活用して、経年比較及び類似団体比較による有形固定資産減価償却率の指標分析を行い、年度末（決算年度の翌々年度末）までにホームページで公表している。さらに、総務省が各地方公共団体の各種指標についてまとめている「統一的な基準による財務書類に関する情報」において、財務書類を活用して、経年比較及び類似団体比較による各種指標の財務分析を行い、年度末（決算年度の翌々年度末）までに総務省のホームページで公表されている。</p> <p>契約管財課が取りまとめている「財産に関する調書」を作成するにあたり、令和元年度決算から土地及び建物の前年度末現在高の面積について、前年度決算の固定資産台帳のデータを活用している。また、取得年度や耐用年数などの資産情報について、必要に応じて資産の内容の確認などに活用している。</p> <p>引き続き、財政運営などで必要に応じて、財務書類及び固定資産台帳から得られる情報について、活用を検討していきたいと考えている。</p>

所管部署	こども・健康部子育て支援課
意見（要望事項）	措置の内容
<p>子育て支援課は、裳掛こども園に対する契約事務の指導等が十分でなかったことから、こども園等の契約事務の適正化を図るため、契約事務に係る研修の実施やマニュアル等の整備を行うとともに、こども園等の契約に係る書類の審査等を十分に行うよう改善する必要がある。</p>	<p>令和元年度中にマニュアルを作成・配付し、各園の園長及び園長補佐に対し、契約事務に係る研修を行いました。</p> <p>また、各園の契約事務に係る決裁過程において、子育て支援課でもチェックし、適正な方法を指示できる体制としています。</p>

所管部署	産業建設部産業振興課（農林水産課）
意見（要望事項）	措置の内容
<p>農林水産課は、有害鳥獣被害防護柵設置事業補助金の交付に当たり、設置状況を確認していたが、確認したところ、適切に設置されていない電気柵が複数見受けられた。農林水産課は、防護柵が適切に設置され、補助金の効果が十分に発揮されるよう、防護柵の設置確認に係る職員用マニュアル等を整備することや設置方法等について、市民への周知を図ることを検討する必要があると認められる。</p>	<p>令和2年度より、農家向けに防護柵設置マニュアル及びチェックシートを作成し、有害鳥獣被害防護柵設置事業補助金の交付決定時等に配布して適切に設置が行われるように支援している。また、有害鳥獣の生態及び正しい対策方法（対策の手順、防護柵設置・維持管理方法等）を周知するため、広報誌やパンフレットに記事を掲載するとともに、職員が集落に出向き鳥獣害対策セミナーを実施し、普及啓発を行っている。</p>